

○厚生労働大臣が定める特別療養費に係る施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第二百七十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>厚生労働大臣が定める特別療養費に係る指導管理等及び単位数（平成二十年厚生労働省告示第二百七十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める特別療養費に係る施設基準等を次のように定め、平成二十年五月一日から適用する。</p> <p>一〇六 （略）</p> <p>七 リハビリテーション指導管理の施設基準 専ら従事する常勤の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が一人以上配置されていること。</p> <p>八・九 （略）</p>	<p>厚生労働大臣が定める特別療養費に係る指導管理等及び単位数（平成二十年厚生労働省告示第二百七十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める特別療養費に係る施設基準等を次のように定め、平成二十年五月一日から適用する。</p> <p>一〇六 （略）</p> <p>七 リハビリテーション指導管理の施設基準 専ら従事する常勤の理学療法士又は作業療法士が一人以上配置されていること。</p> <p>八・九 （略）</p>